3　第一項第一号から第三号までに掲げる施設については、季節的状況、地理的状況等によつて令第一条第一項第四号及び第二項第四号の基準による必要がない場合又はこれらの基準によることができない場合であつて、かつ、公衆衛生の維持に支障がないときは、これらの基準によらないことができるものとする。

第六条　法第七条第一項又は第二項の職権を行う者を環境衛生監視員と称し、同条第三項の規定によりその携帯する証票については、別に定める。

（環境衛生監視員証を定める省令の一部改正）

第二条　環境衛生監視員証を定める省令（昭和五十二年厚生省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
墓地、埋葬等に関する法律施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十四号）第十条、公衆浴場法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十七号）第六条、旅館業法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十八号）第六条、興行場法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十九号）及び化製場等に関する法律施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十号）に規定する環境衛生監視員の身分を示す証票並びに理容師法施行規則（平成十年厚生省令第四号）第二十八条、クリーニング業法施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十五号）第十一条、美容師法施行規則（平成十年厚生省令第七号）第二十八条及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第二号）第二十一条第二項に規定する環境衛生監視員の身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。	墓地、埋葬等に関する法律施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十四号）第十条、公衆浴場法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十七号）第六条、旅館業法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十八号）第六条、興行場法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十九号）及び化製場等に関する法律施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十号）に規定する環境衛生監視員の身分を示す証票並びに理容師法施行規則（平成十年厚生省令第四号）第二十七条、クリーニング業法施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十五号）第十一条、美容師法施行規則（平成十年厚生省令第七号）第二十七条及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第二号）第二十一条第二項に規定する環境衛生監視員の身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。
（略）	（略）
（裏面）	（裏面）
旅館業法抜すい	旅館業法抜すい
第7条　都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、営業者その他の関係者から必要な報告を求め、又は当該職員に、旅館業の施設に立ち入り、その構造設備若しくはこれに関する書類を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。	第7条　都道府県知事は、必要があると認めるときは、営業者その他の関係者から必要な報告を求め、又は当該職員に、営業の施設に立ち入り、その構造設備若しくはこれに関する書類を検査させることができる。
2　都道府県知事は、旅館業が営まれている施設において次条第三項の規定による命令をすべきか否かを調査する必要があると認めるときは、当該旅館業を営む者（営業者を除く。）その他の関係者から必要な報告を求め、又は当該職員に、旅館業の施設に立ち入り、その構造設備若しくはこれに関する書類を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。	2　当該職員が、前項の規定により立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。
（略）	（略）